

# 確認制度の運営基準について

平成26年4月22日(火)

東村山市子ども育成課

**1 確認制度の概要**

- 東村山市は、新制度施行後、子ども・子育て支援法に基づく給付（施設型給付・地域型保育給付）の支給対象になることを希望する施設・事業者から申請があったときは、当該給付の支給対象となることを「確認」し、確認を受けた施設・事業者に対して給付を行うこととなります。（右図参照）
- 東村山市の「確認」を受けるためには、施設・事業者が次の要件を満たす必要があります。
  - ① 学校教育法、児童福祉法等に基づく「認可等」を受けていること
  - ② 東村山市が定める運営に関する基準を満たすこと
- 東村山市が定める運営に関する基準は、施設・事業者の類型（下表参照）ごとに、国が示す基準に基づき、条例で定める必要があります。

分類	特定教育・保育施設	特定地域型保育事業
施設・事業	認定こども園	家庭的保育事業（保育ママ）
	幼稚園	小規模保育事業（新制度）
	保育所	居宅訪問型保育事業（ベビーシッター）
	—	事業所内保育事業（従業員用託児室）

- 国の示す運営基準には、①従うべき基準、②参酌すべき基準の類型があるため（下表参照）、運営基準の項目に対応する国の示す方針と東村山市の考え方は、次ページ以降のとおりとします。

【参考】	基準の意味	異なる基準を定める許容の程度
従うべき基準	必ず適合しなければならない基準	当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるが、異なる内容を定めることは許されない。
参酌すべき基準	十分参照しなければならない基準	十分参酌した結果であれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容される。

**【参考】**  
○認可基準・確認基準の策定権限及び運用について

給付種別	施設区分	認可権限	確認権限
施設型給付	幼稚園	東京都	東村山市
	保育所		
	認定こども園		
地域型保育給付	家庭的保育事業	東村山市	東村山市
	小規模保育事業		
	居宅訪問型保育事業		
	事業所内保育事業		

※「認可」＋「確認」⇒給付費の支給

### 【特定教育・保育施設の確認に係る運営の基準】

※「●」は従うべき基準、「○」は参酌すべき基準、「◎」は国の会議資料の対応方針案で掲げた事項のうち基準の取り扱い（従う／参酌）が示されていないもの

※下線部は、特定地域型保育事業の確認に係る運営の基準において準用されるもの

1 利用定員に関する基準		
分類	国の対応方針（基準の案）	市基準案
利用定員の上限及び下限	●施設型給付費の支給対象施設として確認を受ける保育所、認定こども園の利用定員は、20人以上とする。	国基準 のとおり
利用定員と子どもの年齢	●施設型給付費の支給対象施設として確認を受ける保育所、認定こども園の利用定員は、次の区分ごとに定める。 ①1号（教育標準時間認定） 3歳～5歳 ②2号（保育認定） 3歳～5歳 ③3号（保育認定） 1歳・2歳 ④3号（保育認定） 0歳	国基準 のとおり
2 運営に関する基準		
分類	国の対応方針（基準の案）	市基準案
利用開始に伴う基	●利用申込者に対し、運営規程の概要、職員の体制等の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、特定教育・保育の提供の開始について、同意を得なければならない。 ◎その際、事前説明を要する重要事項としては、①運営規程の概要（※）、②苦情処理体制、③事故発生時の対応といった、施設・事業の選択に資すると認められる事項を対象とする。 ※施設・事業の目的・運営方針、教育・保育内容、職員体制、開所日・時間、利用者負担（実費徴収・上乗せ徴収等含む）など	国基準 のとおり
う基	●支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければこれを拒んではならない。	国基準 のとおり

<p>準 利 用 開 始 に 伴 う 基 準</p>		<p>◎「正当な理由」とは、次のような場合を基本とする。</p> <p>①定員に空きがない場合</p> <p>②定員を上回る利用の申込みがあった場合（選考が必要）</p> <p>③その他特別な事情がある場合</p> <p>○幼稚園、保育所、認定こども園は、自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な施設・事業を紹介する等の適切な措置を講じなければならない。</p> <p>●保育所又は認定こども園の設置者は、当該施設の利用について市が行うあっせん及び要請（※1）又は市が行う調整及び要請（※2）に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>※1：法第42条第1項の規定によるあっせん及び要請</p> <p>※2：児童福祉法第24条第3項（附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による調整及び要請</p>	
	<p>定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考</p>	<p>●幼稚園又は認定こども園は、利用の申込みに係る1号認定子ども（※）の数及び現に利用している1号認定子どもの総数が、1号認定子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序、当該施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。</p> <p>※法第19条第1項第1号に掲げる子ども</p> <p>●保育所又は認定こども園は、利用の申込みに係る2号又は3号認定子ども（※）の数及び現に利用している2号又は3号認定子どもの総数が、2号又は3号認定の利用定員の総数を超える場合においては、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>※法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる子ども</p>	<p>国基準 のとおり</p>
	<p>支給認定証の確認、支給認定申請の援助</p>	<p>○幼稚園、保育所、認定こども園は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定証により支給認定の有無、認定区分（1号・2号・3号）、有効期間等確かめるものとする。</p>	<p>国基準 のとおり</p>

		<p>○幼稚園、保育所、認定こども園は、支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p>	
<p>教育・保育の提供に伴う基準</p>	<p>費用徴収の取扱い (上乗せ徴収等を含む)</p>	<p>●幼稚園、保育所、認定こども園は、特定教育・保育を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。</p> <p>●幼稚園、保育所、認定こども園は、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と、特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払いを支給認定保護者から受けることができる。</p> <p>●幼稚園、保育所、認定こども園は、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払いを支給認定保護者から受けることができる。</p> <p>①日用品、文房具等の購入に要する費用</p> <p>②特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用</p> <p>③食事の提供に要する費用</p> <p>④幼稚園、保育所、認定こども園に通う際に提供される便宜に要する費用</p> <p>⑤上に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、幼稚園、保育所、認定こども園の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>●幼稚園、保育所、認定こども園は、上記の支払いを受ける額のほか、直接支給認定子どもの便益を向上させるものであって、支給認定保護者に支払いを求めることが適当である便宜について、当該便宜にかかる費用の額の支払いを当該支給認定保護者から受け取ることができる。</p> <p>●幼稚園、保育所、認定こども園は、上記3点の金銭の支払いを求める際には、あらかじめ金銭の支払いを求める理由について、保護者に説明を行い、同意を得ることとする。</p>	<p>国基準 のとおり</p>

<p>子どもの適切な処遇 (虐待の禁止等を含む)</p>	<p>●<u>子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。</u></p> <p>●<u>職員は、子どもに対し、子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</u></p> <p>●<u>幼保連携型認定こども園及び保育所の長たる管理者は、懲戒（※）に関しその子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等権限を濫用してはならない。</u></p> <p>※児童福祉法第47条第3項に規定する懲戒</p>	<p>国基準 のとおり</p>										
<p>幼稚園教育要領等に則った教育・保育の提供</p>	<p>●次に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ定めるものに基づき、子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="698 619 1865 1062"> <thead> <tr> <th data-bbox="698 619 1055 667">施区分</th> <th data-bbox="1055 619 1865 667">定めるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="698 667 1055 715">①幼保連携型認定こども園</td> <td data-bbox="1055 667 1865 715">幼保連携型認定こども園教育・保育要領</td> </tr> <tr> <td data-bbox="698 715 1055 914">②認定こども園（①を除く）</td> <td data-bbox="1055 715 1865 914">幼稚園教育要領及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働省が定める指針（このほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="698 914 1055 962">③幼稚園</td> <td data-bbox="1055 914 1865 962">幼稚園教育要領</td> </tr> <tr> <td data-bbox="698 962 1055 1062">④保育所</td> <td data-bbox="1055 962 1865 1062">児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働省が定める指針</td> </tr> </tbody> </table>	施区分	定めるもの	①幼保連携型認定こども園	幼保連携型認定こども園教育・保育要領	②認定こども園（①を除く）	幼稚園教育要領及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働省が定める指針（このほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない）	③幼稚園	幼稚園教育要領	④保育所	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働省が定める指針	<p>国基準 のとおり</p>
施区分	定めるもの											
①幼保連携型認定こども園	幼保連携型認定こども園教育・保育要領											
②認定こども園（①を除く）	幼稚園教育要領及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働省が定める指針（このほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない）											
③幼稚園	幼稚園教育要領											
④保育所	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働省が定める指針											
<p>定員の遵守</p>	<p>○利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、所定のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p>	<p>国基準 のとおり</p>										
<p>教育・保育の提供に関するその他の事項</p>	<p>○幼稚園、保育所、認定こども園は、子どもの心身の状況、置かれている環境等の把握に努めるなければならない。</p> <p>○特定教育・保育の提供の終了に際して、小学校における教育又は他の幼稚園、保育所、認定こども園等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、密接な連携に努めなければならない。</p>	<p>国基準 のとおり</p>										

		<p><u>ならない。</u></p> <p>○幼稚園、保育所、認定こども園は、<u>教育・保育の提供に当たり、提供日及び内容その他必要な事項を記録しなければならない。</u></p> <p>○常に支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、子ども又は保護者に対し、<u>その相談に適切に応じるとともに、必要な助言等を行わなければならない。</u></p> <p>○職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに子どもの体調の急変が生じた場合等には、<u>速やかに当該子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>◎給付（委託費）を受けている子どもの保護者が虚偽・不正行為によって教育・保育の提供を受けている、又は受けようとしていることを施設・事業者が把握した場合、市町村に対して通知しなければならない。</p>	
運営規程の策定		<p>○幼稚園、保育所、認定こども園は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p> <p>①施設・事業の目的及び運営の方針</p> <p>②提供する特定教育・保育の内容</p> <p>③職員の職種、員数及び職務の内容</p> <p>④特定教育・保育を提供する日及び時間（開所時間）、提供を行わない日（休業日）</p> <p>⑤支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払いを求める理由及びその額</p> <p>⑥認定区分ごとの利用定員</p> <p>⑦幼稚園、保育所、認定こども園の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項</p> <p>⑧緊急時等における対応方法</p> <p>⑨非常災害対策</p> <p>⑩虐待防止のための措置に関する事項</p> <p>⑪その他重要事項</p>	国基準 のとおり

		○幼稚園、保育所、認定こども園は、当該施設の見やすい場所に運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込の幼稚園、保育所、認定こども園の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。	
管 理 ・ 運 営 等	個人情報管理 (秘密保持)	●幼稚園、保育所、認定こども園の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども又は家族の秘密を漏らしてはならない。 ●職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども又は家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならない。 ○提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。 ○当該施設を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。	国基準 のとおり
に 関 する 基 準	非常災害対策、衛生管理等	◎非常災害に係る計画、関係機関への通報、連携体制の整備、職員への周知、定期的な訓練を実施することとする。 ◎施設・事業に対し、施設・設備の衛生管理に努めるとともに、感染症のまん延防止のための措置を講ずることを求めることとする。	国基準 のとおり
	事故防止及び事故発生時の対応	●事故の発生又はその再発を防止するため、以下のような措置を講じなければならない。 ①事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること ②事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、報告、分析を通じた改善策を従業員に周知徹底する体制を整備すること ③事故発生の防止のための委員会及び従業員に対する研修を定期的に行うこと ●子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、子どもの家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 ●幼稚園、保育所、認定こども園は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。	国基準 のとおり



	<p>●賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに賠償を行わなければならない。</p> <p>◎上記の措置を講じている旨について、情報公表の対象とする。</p> <p>◎その上で、施設・事業による対応のみならず、市は次の点について取り組むこととする。</p> <p>①特に重大な事故に係る情報の集約、公表</p> <p>②今後類似の事例が発生することを防止する観点から、当該事故情報の分析、フィードバック(周知)</p> <p>③事故再発防止のための支援や指導監督</p>	
評価	<p>○提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>○定期的に保護者その他の関係者による評価又は外部の者による評価を受けて、結果を公表し、改善を図るよう努めなければならない。</p>	国基準 のとおり
苦情処理	<p>○提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情受付窓口等の設置その他の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>○苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。</p> <p>○提供した特定教育・保育に関し、市が行う報告又は当該市の職員からの質問等に応じ、又は苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行わなければならない。</p>	国基準 のとおり
管理・運営等に関するその他の事項	<p>○特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。</p> <p>○職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>○幼稚園、保育所、認定こども園は、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>○職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>◎施設・事業者は、その施設・事業について広告する場合、虚偽又は誇大なものとしてはならないこととする。</p>	国基準 のとおり

撤退時の基準	確認の辞退・定員減少における対応（利用者の継続利用のための便宜提供等）	<p>◎幼稚園、保育所、認定こども園の撤退時における市又は当該施設・事業者等からの連絡調整等については、当該施設・事業を現に利用している子ども・保護者に対して継続して教育・保育が提供されるよう、できる限り協力することとする。</p> <p>◎上記に伴い、協力する教育・保育施設については、利用定員の弾力化に当たって配慮することとする。</p>	国基準 のとおり
<b>3 特例施設型給付費に関する基準</b>			
<b>分類</b>		<b>国の対応方針（基準の案）</b>	<b>市基準案</b>
特別利用保育		<ul style="list-style-type: none"> <li>●特別利用保育を提供する際には、東京都が定める児童福祉施設の設備及び運営の基準（※）を遵守すること。 ※児童福祉法第45条第1項の規定に基づき都道府県等が定める基準</li> <li>●特別利用保育を提供する際には、特別利用保育に係る子どもと2号認定区分を利用中の子どもの総数が、利用定員の数を超えないものとする。</li> <li>●特別利用教育を提供する際には、学校の設備、編成その他に関する設置基準（※）を遵守すること。 ※学校教育法第3条に規定する基準</li> <li>●特別利用教育を提供する際には、特別利用教育に係る子どもと1号認定区分を利用中の子どもの総数が、利用定員の数を超えないものとする。</li> </ul>	国基準 のとおり

### 【特定地域型保育事業の確認に係る運営の基準】

※「●」は従うべき基準、「○」は参酌すべき基準、「◎」は国の会議資料の対応方針案で掲げた事項のうち基準の取り扱い（従う／参酌）が示されていないもの

1 利用定員に関する基準												
分類	国の対応方針（基準の案）	市基準案										
利用定員の上限及び下限	<p>●地域型保育給付の支給対象施設として確認を受ける家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業の利用定員は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業類型</th> <th>利用定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①家庭的保育事業</td> <td>1人以上5人以下</td> </tr> <tr> <td>②小規模保育事業（A型・B型）</td> <td>6人以上19人以下</td> </tr> <tr> <td>③小規模保育事業（C型）</td> <td>6人以上10人以下</td> </tr> <tr> <td>④居宅訪問型保育事業</td> <td>1人</td> </tr> </tbody> </table>	事業類型	利用定員	①家庭的保育事業	1人以上5人以下	②小規模保育事業（A型・B型）	6人以上19人以下	③小規模保育事業（C型）	6人以上10人以下	④居宅訪問型保育事業	1人	国基準 のとおり
事業類型	利用定員											
①家庭的保育事業	1人以上5人以下											
②小規模保育事業（A型・B型）	6人以上19人以下											
③小規模保育事業（C型）	6人以上10人以下											
④居宅訪問型保育事業	1人											
利用定員と子どもの年齢	<p>●地域型保育給付費の支給対象施設として確認を受ける家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業の利用定員は、事業所ごとに次の区分ごとに定める。</p> <p>①3号（保育認定）1歳・2歳 ②3号（保育認定）0歳</p>	国基準 のとおり										
2 運営に関する基準												
分類	国の対応方針（基準の案）	市基準案										
利用開始に	<p>●利用申込者に対し、運営規程の概要、職員の体制等の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、特定教育・保育の提供の開始について、同意を得なければならない。</p> <p>◎その際、事前説明を要する重要事項としては、①運営規程の概要（※）、②苦情処理体制、③事故発生時の対応といった、事業の選択に資すると認められる事項を対象とする。</p> <p>※事業目的・運営方針、保育内容、職員体制、開所日・時間、利用者負担（実費徴収・上乗せ徴収等含む）など</p>	国基準 のとおり										

伴 う 基 準	応諾義務 (正当な理由のない提供 拒否の禁止)	<p>●特定地域型保育事業者は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければこれを拒んではならない。</p> <p>◎「正当な理由」とは、次のような場合を基本とする。</p> <p>①定員に空きがない場合</p> <p>②定員を上回る利用の申込みがあった場合（選考が必要）</p> <p>③その他特別な事情がある場合</p> <p>○特定地域型保育事業者は、自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な施設・事業を紹介する等の適切な措置を講じなければならない。</p> <p>●特定地域型保育事業者は、当該施設の利用について市が行うあっせん及び要請（※1）又は市が行う調整及び要請（※2）に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>※1：法第54条第1項の規定によるあっせん及び要請</p> <p>※2：児童福祉法第24条第3項（附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による調整及び要請</p>	国基準 のとおり
	定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考	<p>●特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る子どもと利用中の子どもの総数が、利用定員の総数を超える場合においては、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p>	国基準 のとおり
教 育 ・ 保 育 の 提	連携・協力	<p>●特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業者を行うものを除く。）は、連携協力を行う幼稚園、保育所、認定こども園を適切に確保しなければならない（※利用定員が20人以上の事業所内保育事業を行う者を除く。）</p> <p>●居宅訪問型保育事業を行うものは、乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、あらかじめ連携する障害児入所支援施設その他の市の指定する施設を適切に確保しなければならない。ただし、連携する施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいては、この限りでない。</p>	国基準 のとおり

供 に		○特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設との密接な連携に努めるものとする。	
伴 う 基 準	費用徴収の取扱い (上乗せ徴収等を含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●特定地域型保育事業を提供した際は、支給認定保護者から当該特定地域型保育事業に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。</li> <li>●特定地域型保育事業の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と、特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払いを支給認定保護者から受けることができる。</li> <li>●特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払いを支給認定保護者から受けることができる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①日用品、文房具等の購入に要する費用</li> <li>②特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用</li> <li>③特定地域型保育事業を行う事業所に通う際に提供される便宜に要する費用</li> <li>⑤上に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの</li> </ul> </li> <li>●特定地域型保育事業者は、上記の支払いを受ける額のほか、直接支給認定子どもの便益を向上させるものであって、支給認定保護者に支払いを求めることが適当である便宜について、当該便宜にかかる費用の額の支払いを当該支給認定保護者から受け取ることができる。</li> <li>●特定地域型保育事業者は、上記3点の金銭の支払いを求める際には、あらかじめ金銭の支払いを求める理由について、保護者に説明を行い、同意を得ることとする。</li> </ul>	国基準 のとおり
	指針に則った保育の提供	●特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働省が定める指針に準じ、それぞれ事業の特性に留意し、特定地	国基準 のとおり

	域型保育の提供を適切に行わなければならない。	
定員の遵守	○特定地域型保育事業者は、やむを得ない事情がある場合を除き、利用定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。	国基準 のとおり
教育・保育の提供に関する その他の事項	○特定地域型保育事業者は、子どもの心身の状況、置かれている環境等の把握に努めなければならない。 ◎給付（委託費）を受けている子どもの保護者が虚偽・不正行為によって教育・保育の提供を受けている、又は受けようとしていることを施設・事業者が把握した場合、市町村に対して通知しなければならない。	国基準 のとおり
管 理 ・ 運 営 に 関 す る 基 準	運営規程の策定  ○特定地域型保育事業者は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 ①施設・事業の目的及び運営の方針 ②提供する特定地域型保育の内容 ③職員の職種、員数及び職務の内容 ④特定地域型保育を提供する日及び時間（開所時間）、提供を行わない日（休業日） ⑤支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払いを求める理由及びその額 ⑥利用定員 ⑦特定地域型保育事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項 ⑧緊急時等における対応方法 ⑨非常災害対策 ⑩虐待防止のための措置に関する事項 ⑪その他重要事項	国基準 のとおり
	非常災害対策、衛生管理等	◎非常災害に係る計画、関係機関への通報、連携体制の整備、職員への周知、定期的な訓練を実施することとする。

		◎特定地域型保育事業者に対し、施設・設備の衛生管理に努めるとともに、感染症のまん延防止のための措置を講ずることを求めることとする。	
評価		○提供する特定地域型保育の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、結果を公表し、改善を図るよう努めなければならない。	国基準 のとおり
管理・運営等に関するその他の事項		○特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 ○特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たり、事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 ○また、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。 ◎施設・事業者は、その施設・事業について広告する場合、虚偽又は誇大なものとしてはならないこととする。	国基準 のとおり
撤退基準	確認の辞退・定員減少における対応（利用者の継続利用のための便宜提供等）	◎特定地域型保育事業の撤退時における市又は当該特定地域型保育事業者等からの連絡調整等については、当該事業を現に利用している子ども・保護者に対して継続して保育が提供されるよう、できる限り協力することとする。 ◎上記に伴い、協力する地域型保育事業者については、利用定員の弾力化に当たって配慮することとする。	国基準 のとおり
他	準用	特定教育・保育施設の確認に係る運営の基準の表のうち、下線の規定については、特定地域型保育事業に準用する。	国基準 のとおり
<b>3 特例地域型保育給付費に関する基準</b>			
	<b>分類</b>	<b>国の対応方針（基準の案）</b>	<b>市基準案</b>
	特別利用地域型保育	●特定地域型保育事業者が1号支給認定子ども（※1）に対し、特別利用地域型保育を提供する場合には、地域型保育事業の認可基準（※2）を遵守すること。 ※1：法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども ※2：法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準	国基準 のとおり

	<ul style="list-style-type: none"><li>●特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る子どもと利用中の子どもの総数（※）が利用定員の数を越えないものとする。 ※法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに対し、特別利用地域型保育を提供する場合には、当該子どもの数を含む。</li><li>●特定地域型保育事業者が、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用地域型保育を提供する場合には、地域型保育事業の認可基準（※）を遵守しなければならない。 ※法第46条第1項に規定する基準</li><li>●特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る子どもと利用中の子どもの総数（※）が、利用定員の数を超えないものとする。 ※法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに対し、特別利用地域型保育を提供する場合には、当該子どもの数を含む。</li></ul>	
--	---	--



### 【その他の基準】

※「●」は従うべき基準、「○」は参酌すべき基準、「◎」は会議資料の対応方針案で掲げた事項のうち基準の取り扱い（従う／参酌）が示されていないもの

1 その他の基準等		
分類	国の対応方針（基準の案）	市基準案
利用定員の上限及び下限	<ul style="list-style-type: none"> <li>●特定保育所については、特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、受け取りの際に市の同意を得ることを要件とする。</li> <li>●特定保育所は、市から児童福祉法第24条第1項の規定に基づく保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。</li> <li>●小規模保育事業C型にあっては、内閣府令の施行の日から起算して5年を経過するまでの間の利用定員は、6人以上15人以下とする。</li> <li>●特定地域型保育事業者は、市が認める場合には、内閣府令の施行の日から5年を経過するまでの間、連携施設を確保しないことができる。</li> </ul>	国基準 のとおり
施行期日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども・子育て支援法の施行の日とする。</li> </ul>	国基準 のとおり